

# 1 宮崎県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類		条例対象事業の規模要件	環境影響評価法対象事業の規模要件（参考）	
			第1種事業	第2種事業
道路	高速自動車国道		すべて	
	一般国道	4車線以上かつ長さ5km以上	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5~10km
	林道	2車線以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15~20km
	その他の道路	4車線以上かつ長さ5km以上		
河川	ダム、堰	湛水面積50ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha
	湖沼水位調節施設		改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
	放水路	改変面積50ha以上	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
鉄道	新幹線鉄道		すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ5km以上	長さ10km以上	長さ7.5~10km
飛行場		滑走路の長さ1,250m以上	滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875~2,500m
発電所	水力発電所	出力1.5万kW以上	出力3万kW以上	出力2.25万~3万kW
	火力発電所	出力7.5万kW以上	出力15万kW以上	出力11.25万~15万kW
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力1万kW以上	出力7,500~1万kW
	原子力発電所		すべて	
	太陽電池発電所	面積35ha以上	出力4万kW以上	出力3万~4万kW
	風力発電所	出力5,000kW以上	出力5万kW以上	出力3.75万~5万kW
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25~30ha
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積25ha以上	埋立面積50ha超	埋立面積40~50ha
	土地改良事業	埋立面積25ha以上		
土地区画整理事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
新住宅市街地開発事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
新都市基盤整備事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
工業団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
住宅団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
農用地造成		面積250ha以上		
工場・事業場建設（製造業、ガス製造・供給業、熱供給業）		最大排出ガス量10万m <sup>3</sup> /時以上又は、平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上		
レクリエーション施設	用地造成	面積50ha以上		
	ゴルフ場	18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上		
養豚場		豚房面積7,500m <sup>2</sup> 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m <sup>2</sup> 以上		
土石・砂利採取		面積50ha以上		
上記以外の土地造成事業		面積50ha以上		
港湾計画		埋立・掘込み面積合計150ha以上	埋立・掘込み面積合計300ha以上	

(注) この表は「宮崎県環境影響評価条例施行規則」別表第一及び「環境影響評価法施行令」別表第一を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、条例施行規則及び法施行令を御覧ください。

2 宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ

